

第41回
三重県
屋外広告物審議会資料

日時：平成29年2月6日(月)午後2時00分から午後3時30分まで
場所：JA三重健保会館3階 大研修室

第41回三重県屋外広告物審議会

報告事項

番号	事項
1	第40回三重県屋外広告物審議会議案の手続き状況
2	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号に規定する高速道路及び自動車専用道路の開通について
3	ネーミングライツ対象施設の拡大について
4	「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正について
5	「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」の策定について

報告事項 1

第 40 回三重県屋外広告物審議会議案の手続き状況

番号	事項	状況
1	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による <u>区間の指定</u> 及び第 6 号の規定による <u>区域の指定</u> （一般国道 260 号：南伊勢町）	平成 28 年 4 月 1 日 施行 (平成 28 年 3 月 8 日告示)
2	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による <u>区間の変更</u> 及び第 6 号の規定による <u>区域の変更</u> （一般国道 260 号：南伊勢町）	
3	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による <u>区間の指定</u> 及び第 6 号の規定による <u>区域の指定</u> （一般国道 260 号：南伊勢町）	
4	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による <u>区間の変更</u> 及び第 6 号の規定による <u>区域の変更</u> （町道東宮道方線(旧 一般国道 260 号)：南伊勢町）	
5	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による <u>区間の変更</u> 及び第 6 号の規定による <u>区域の変更</u> （町道東宮道方線(旧 一般国道 260 号) 及び一般国道 260 号：南伊勢町）	
6	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による <u>区間の指定</u> 及び第 6 号の規定による <u>区域の指定</u> （一般国道 42 号：紀宝町）	

報告事項 2

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号に規定する
高速道路及び自動車専用道路の開通について

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、次の道路の区間及びその両側 500メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域が屋外広告物の表示及び掲出物件の設置を禁止する禁止地域になりました。

道路名	区間	開通日
新名神高速道路	四日市 JCT ～新四日市 JCT	平成 28 年 8 月 11 日
東海環状自動車道	新四日市 JCT ～東員 IC	

報告事項 3

ネーミングライツ対象施設の拡大について

本県では、第二次三重県行政改革取組において「機動的な財政運営の確保」に向けた取組を進めており、平成28年9月に「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」を策定しました。この取組の中で、歳入確保策の一つとして、ネーミングライツ対象施設の拡大を進めていくこととなりました。

ネーミングライツについては、県有施設の有効活用により新たな財源の確保を図り、民間の資金を活用して県民サービスの維持・向上をめざすもので、平成24年度から導入しています。今回、現行の「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を見直し、ネーミングライツ対象施設を拡大する方向で調整しています。

(1) 対象施設について

- ・現行の対象施設は「多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設」となっており、集客施設を主な対象としていました。
- ・今回、集客施設に加えて、歩道橋、都市公園等も対象とする方向で調整しています。

(2) 屋外広告物条例上の取扱について

- ・ネーミングライツの導入により変更された施設の名称表示については、三重県屋外広告物条例第6条第3項第9号の規定による「公共目的広告物」として取り扱うこととなるため、禁止地域にも表示が可能です。
- ・禁止物件である歩道橋への表示については、施設の名称が道路情報の一部であり、「法令の規定により表示する広告物」として扱うことから、表示が可能です。なお、寸法、色彩、掲示場所などの基準については、景観との調和及び公衆に対する危害防止が図られるよう、関係機関と調整していきます。

(3) 今後の課題

- ・現在、企業のロゴマークやキャラクターは一般広告物として扱い、禁止地域等への表示は出来ないこととなっています。今後、他県の状況やネーミングライツを希望する事業者のニーズ、県内市町の意向等をふまえ、ロゴマークなどの表示について検討していく必要があります。

報告事項 4

「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正について

近年の屋外広告物の落下事故の発生等により、屋外広告物の安全性の確保が求められているという状況をふまえ、屋外広告物の適正な管理及び安全対策を一層充実するため、国において、平成28年11月18日付け（4月28日付け一部修正）で「屋外広告物条例ガイドライン（案）」が改正されました。

改正のポイントは、以下の通りです。

- (1) 屋外広告物の所有者又は占有者についても、表示者、設置者、管理者と同様に、当該屋外広告物の補修、除却、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを追記。
- (2) 広告物の所有者等（所有者、占有者、表示者、設置者、管理者）は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者に、当該屋外広告物の本体及び接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (3) 広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

今回の改正を受けて、三重県においても今後、条例及び規則の改正に取り組んでいくこととします。

報告事項5

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」の策定について

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」が平成 28 年 12 月に策定されました。これにより、伊勢志摩国立公園において、魅力ある展望地やまちなみ等における景観阻害要因の改善等を行い、今ある美しい自然や歴史的・文化的景観を保全・活用するなど、地域主体による官民一体となったナショナルパーク化の取組を展開していくこととなりました。

この中で、屋外広告物については、三重県屋外広告物条例に基づき、景観を阻害する違反屋外広告物の適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直し等に取り組み、景観改善を推進していくことが明記されました。

(1) 経緯

平成 28 年 3 月、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、国立公園に関しては、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることとし、2020 年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を現在の 430 万人から 1000 万人に増加する目標が掲げられました。

この目標の達成に向けて環境省では、「国立公園満喫プロジェクト」を展開し、8ヶ所の国立公園を先導的モデルとして位置付け、そのうちの一つとして、伊勢志摩国立公園が選定されました。

伊勢志摩国立公園においては、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定し、自然と人々の営みが調和した景観の保全と利用を進めるとともに、訪日外国人をはじめとする誘客に向けた取組などを実施することとなりました。

(2) 屋外広告物に関する取り組み

①アクセス道の環境整備

主要交通拠点や各利用拠点を結ぶアクセスルート沿線において、景観を阻害する違反広告物の適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直しを図る。

②まちなみ等の景観改善

展望地（ビューポイント）からの展望や、まちなみ等の景観を阻害する違反広告物の適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直しを図る。